

旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 17 号）の一部を次のように改正し、2024 年 4 月 1 日から施行します。

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(乗車券の有効期間)</p> <p>第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ 片道乗車券</p> <p>(イ) 一般の場合</p> <p>(中略)</p> <p>(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</p> <p>東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。</p> <p>a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p>(中略)</p> <p>相模鉄道株式会社線 <u>箱根登山鉄道株式会社線</u> 伊豆急行株式会社線</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(乗車券の有効期間)</p> <p>第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ 片道乗車券</p> <p>(イ) 一般の場合</p> <p>(中略)</p> <p>(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</p> <p>東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。</p> <p>a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p>(中略)</p> <p>相模鉄道株式会社線 <u>株式会社小田急箱根線</u> 伊豆急行株式会社線</p> <p>(中略)</p>
<p>(準用規定)</p> <p>第79条 旅客規則第147条から第153条まで、第155条、第158条から第161条まで、第164条から第168条まで、第170条から第174条まで、第176条、第182条の4及び第182条の5の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>第160条 特定区間発着の場合のう回乗車</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第79条 旅客規則第147条から第153条まで、第155条、第158条から第161条まで、第164条から第168条まで、第170条から<u>第172条まで、第172条の3から</u>第174条まで、第176条、第182条の4及び第182条の5の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>第160条 特定区間発着の場合のう回乗車 <u>第160条の2 特定の分岐区間に対する区間外乗車の特例</u></p>

<p>第 161 条定期乗車券による急行列車等への乗車禁止</p> <p>(中略)</p> <p>第172条 急行券の効力 第172条の <u>2</u> 未指定特急券の効力 第173条 指定席特急券の指定駅から乗車しない場合の取扱い</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>第 160 条の 3 特定都区市内等における折返し乗車の特例</u></p> <p><u>第 160 条の 4 分岐駅通過列車に対する区間外乗車の特例</u></p> <p><u>第 160 条の 5 海田市・広島間に係る区間外乗車の特例</u></p> <p><u>第 160 条の 6 特定列車による折返し区間外乗車の特例</u></p> <p><u>第 160 条の 7 特定列車によるう回乗車の取扱いの特例</u></p> <p>第 161 条定期乗車券による急行列車等への乗車禁止</p> <p>(中略)</p> <p>第172条 急行券の効力 第172条の <u>3</u> 未指定特急券の効力 第173条 指定席特急券の指定駅から乗車しない場合の取扱い</p> <p>(以下略)</p>
--	--